

# 第41回全京都障害者総合スポーツ大会 卓球大会の部 参加申込書

※ 楷書でていねいに記入してください。

ふりがな		男・女		障害区分番号
氏名			歳	
住所	〒 _____			
※確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。		TEL( _____ )	-	
E-mail:		FAX( _____ )	-	
所属または行政区				

該当箇所に○印をしてください

障害者手帳	障害名 (手帳に記載されている障害名を記入してください)
身体・療育・精神	

該当箇所に○印をしてください

	上	肢		手話・要約 必要な方へ	手話通訳、要約筆記が必要な方は、 どちらが必要かご記入ください。 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 要約筆記	
肢体不自由(1)	下	肢				
	体	幹				
肢体不自由(2)	車	い	す	点訳プログラムを希望される方は○印 をしてください。		
肢体不自由(3)	脳	性	マ			ヒ
視覚障害	アイマスク使用 サウンドテーブルテニス			車で来られる方は車種、台数を記入してください。		
	アイマスクなし 卓球					
聴覚言語障害						
療育						
精神保健						
内部障害						
	車種				台数	台

## 第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」出場希望者記入欄

(次年度の全国障害者スポーツ大会に出場を希望される方のみ記入願います。)

生年月日	昭和・平成 年 月 日				
所属先	名称	担当者名 ( _____ )			
	住所	TEL ( _____ )			
重複障害	身体 療育 精神 なし (障害名: _____)				
競技中に使用する 補装具	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・松葉杖</li> <li style="width: 33%;">・義肢装具</li> <li style="width: 33%;">・電動車いす</li> <li style="width: 33%;">・手動車いす</li> <li style="width: 33%;">・クラッチ</li> <li style="width: 33%;">・その他 ( _____ )</li> </ul>				

※ 競技を問わず、過去に全国障害者スポーツ大会に出場されたことのある方は、選考の対象となりません。

※ 上記の個人情報は、当該目的以外には使用いたしません。

## 卓球大会 障害区分表

			障 害 区 分	障害区分番号
肢体不自由	1	上肢障害	片上肢障害	1
			両上肢障害	2
		下肢障害	片下腿切断または、片下肢不完全	3
			片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	4
			片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	5
		体幹	体幹	6
肢体不自由	2	脳原性麻痺以外で車いす 常用、使用	第8頸髄まで残存	7
			座位バランスなし	8
			その他の車いす	9
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	車いす使用	10
			杖または、松葉杖使用	11
			上肢に不随意運動あり	12
			上肢に不随意運動なし	13
			片側障害	14
	視覚障害			アイマスクまたは、アイシェードあり
		アイマスクまたは、アイシェードなし	16	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害			聴覚障害	17
療 育			療育	18
精神保健			精神保健	19
内部障害			内部障害	20

### 【障害区分の説明】

- 1 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの（脊柱側弯など）。
- 3 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。指および手のひらの切断は手部切断となる。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 5 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス有り」と判断する。
- 6 肢体不自由者2で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 7 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。
- 8 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- 9 視覚障害は視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。
- 10 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。